



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 1 3 号 令和 4 年 1 月 1 4 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 7	漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件の一部を改正する件	水産振興課
1 8	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
1 9	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
2 0	道路の区域を変更する件	道路整備課
2 1	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課
2 2	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件を廃止する件	出納局会計課

徳島県告示第十七号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和四年一月十四日から施行する。

令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表中

由岐第一加入区	由岐漁業協同組合の地区のうち美波町志和岐の区域	1 小型定置漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
---------	-------------------------	--

を

由岐加入区	由岐漁業協同組合の地区	1 底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの） 2 小型定置漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
-------	-------------	--

に改め、

同表由岐第二加入区の項を削る。

徳島県告示第十八号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（一級基準点測量 三 点、三級基準点測量 十二点）	那賀川河口より左岸七 ・六km～八km並びに右 岸より六・二km～七・ 六km及び十一・四km～ 十二km （	令和三年十二月六日から 令和四年二月二十八日まで

徳島県告示第十九号

農林水産省中国四国農政局四国東部農地防災事務所長から、令和二年徳島県告示第七百十六号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和三年二月二十日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	
274		坂野羽ノ浦		同		新		一六・五〃三三・八 七・二〃二五・九		二四〇・八 一三四・二	
				小松島市坂野町字シャウ 内二七番一地从先から 同 字春日二 〇番一地从先まで		旧		七・二〃二五・九		一三四・二	

徳島県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画特別用途地区 大規模集客施設制限地区

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県告示第二十二号

令和三年徳島県告示第七百四十五号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件）は、令和四年一月十四日限り、廃止する。

令和四年一月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門